

## 新型コロナウイルス感染症の影響により

# 県税の納税が困難な方には猶予制度があります

### 「申請による換価の猶予」について

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、県税を一時に納付することができない場合で、次の要件のすべてに該当するときは、県税事務所に申請することにより、1年以内の期間に限り換価の猶予が認められる場合がありますので、所管の県税事務所にご相談ください(申請による換価の猶予:地方税法第15条の6)。

#### ○ 要件

- ① 県税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあること。
- ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
- ③ 換価の猶予を受けようとする県税以外の県税の滞納がないこと。
- ④ 納付すべき県税の納期限から6か月以内に「換価の猶予申請書」が所轄の県税事務所に提出されていること。
- ⑤ 原則として、猶予を受けようとする金額に相当する担保の提供があること。

県税事務所において所定の審査を行います。

#### ○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年以内の期間で猶予が認められます。  
※申請者の財産や収支の状況に応じて、最も早く県税を完納することができると認められる期間に限ります。
- ▶ 猶予期間中の延滞金の一部が免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度が認められる場合があります。  
(裏面をご参照ください。)

## 「徴収の猶予」について

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に関連する以下のようなケースに該当する場合は、猶予制度がありますので、所管の県税事務所にご相談ください（徴収の猶予：地方税法第15条）。

### ○ 個別の事情

#### （ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

#### （ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

#### （ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合

#### （ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合

県税事務所において所定の審査を行います。

### ○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則、1年以内の期間に限り猶予が認められます。
- ▶ 猶予期間中の延滞金の全部又は一部が免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

※ eLTAXからも徴収の猶予や換価の猶予の申請は可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>）をご覧ください。